

資料 6

市民の意見を聴く会の実施について

1 市民の意見を聴く会とは

旭川市民の消費生活を守り高める条例第 9 条の規定に基づき、公益的事業者（水道局及び市内バス事業者）が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知し、市長が必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見の反映に努めるものである。

2 これまでの経過

昭和 51 年度以来、延べ 25 回の開催機会を設けているが、この中には発言を申し出る市民がなく、やむを得ず開催中止となった事例もある。

直近では令和 3 年 11 月 6 日に予定していた上下水道料金の変更に伴う市民の意見を聴く会が発言申出者がなく中止となっていた。

3 令和 4 年度の実施状況

今年度、市内バス事業者からバス運賃変更に伴う事前通知があったため、これまでの事業手法等を一部見直して実施した。

項目及び結果		令和 3 年度上下水道料金変更時（中止） （令和 3 年 11 月 6 日（土）18 時～）	令和 4 年度バス運賃変更時 （令和 4 年 5 月 14 日（土）18 時～）
1	周知方法、周知先及びポスター掲示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 告示 ・ 報道依頼（29 社） ・ 市有施設掲示 （29 カ所～庁舎内 3、支所 7、公民館 14、中央図書館、市民文化会館、科学館、大雪クリスタルホール、ときわ市民ホール） ・ 市ホームページ掲載 	左に加え追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設掲示場所 （東部まちづくりセンター、住民センター 4、地区センター 8、子ども総合相談センター、北彩都子ども活動センター）、 ・ 大型商業施設 4 ・ 市フェイスブックでの周知 ※当該バス事業者の市内路線バス内での掲示（以前から掲示）
2	周知期間	2 週間	3 週間
3	市民の意見表明方法	当日、市民本人による意見表明	左に加え、書面による意見表明を可とした（職員による代読）
4	意見表明者数	0 人	3 人（本人発言 1、書面 2）
5	傍聴者数	—	16 人（報道 1 含む）